

コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための 緊急対策について

平成 23 年 2 月 14 日
犯罪から子供を守るための対策
に関する関係省庁連絡会議申合せ

コミュニティサイト（出会い系サイトを除く。）の利用に起因する児童被害の福祉事犯に係る検挙件数は、平成 20 年には 994 件であったものが、平成 21 年には中高生を中心に 1,347 件に急増している。

平成 22 年 12 月に改定された「犯罪から子どもを守るための対策」において、「これら児童被害の更なる増加を防ぐため、犯罪の取締りの徹底を基本としつつ、その他緊急に取り得る対策として、保護者のインターネットリテラシーの向上の支援等とともに、フィルタリングの普及、ミニメールの監視体制拡充の促進、実効性のあるゾーニングの促進等の関係事業者等による自主的取組を支援する施策を推進する。」とされたことを踏まえて、この度、別紙のとおり、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」を取りまとめた。

関係省庁においては、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童の急増に歯止めをかけるべく、本対策の確実な実施に努めていく。また、各省庁が保有する情報の共有及び活用を図りつつ、緊急かつ実効性のある施策を推進する。

コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策

1 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及

- (1) 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料の配布等を通じた広報啓発活動の推進（内閣府・内閣官房・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省）

年度切替時期に青少年が携帯電話を新たに利用し始めることが多いことから、平成23年3月末に、フィルタリング設定の推奨を盛り込んだ、青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料（子ども向け及び保護者向け）を、携帯電話事業者等を通じて配布するなどして、青少年の携帯電話を通じたインターネット利用におけるフィルタリングの普及を図る。

また、「e-ネットキャラバン」や、携帯電話事業者自らによるフィルタリング普及啓発活動への支援、平成23年度「情報通信の安心安全な利用のための標語」活動による児童、生徒及びその保護者への普及啓発活動の支援のほか、総務省が作成したリーフレット（「電気通信サービスQ&A」や「ご存知ですか？フィルタリング」）を各地の学校や消費者相談センター等に配布することにより、フィルタリングの周知に努める。

さらに、関係機関・団体等と連携しつつ、フィルタリングの普及徹底に向けたキャンペーン・イベントの開催や、広報紙の配布等各種メディアを通じた広報啓発活動を推進する。

- (2) 保護者に対する啓発活動の徹底

（警察庁・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

学校及び教育委員会等に働き掛け、入学説明会や新入学時の保護者説明会等の学校行事や非行防止教室、情報セキュリティに関する講習等、保護者と接するあらゆる機会を捉え、各種広報啓発資料を活用して、携帯電話に係る児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性、適切なフィルタリングの利用は保護者の責務であること等を保護者に直接説明し、フィルタリングの利用について訴えかける。

- (3) 青少年を有害環境から守るための取組の推進（文部科学省）

関係府省庁と連携し、全国規模の関係団体等の連携強化を図る「ネット安全安心全国推進会議」を開催するとともに、地域における教育・啓発活動の支援を行うため、民間団体等への委託により、メディアリテラシー指導員養成講座、フィルタリングの普及活動、ネットパトロール等を実施する。また、インターネット上のマナーや家庭

でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるキャラバン隊を結成し、全国（6か所）で学習・参加型のシンポジウムを開催する。

(4) フィルタリング普及啓発セミナーの開催（経済産業省）

青少年、保護者、学校関係者等に対し、インターネットリテラシーの向上とフィルタリングの普及をテーマとしたセミナーを全国各地で開催する。セミナーでは、フィルタリングの重要性、インターネットの仕組み、事件事例、家庭でのルールづくりの重要性を中心に説明するとともに、フィルタリング等についての問題を出題している「インターネットにおけるルール&マナー検定利用能力検定」の受験を促すことで、保護者のフィルタリングに関する認識を高める。

(5) インターネット安全教室の開催（経済産業省）

全国各地のNPO等と連携し、インターネットを安全に利用するための基礎知識を学ぶ機会を提供する「インターネット安全教室」を全国各地で開催する。「インターネット安全教室」では、コンピュータウイルスや迷惑メールへの対処方法等を中心に説明するとともに、フィルタリングを含むペアレンタルコントロールの方法について普及啓発を図る。

(6) 青少年のインターネット利用環境実態調査の実施時期の早期化（内閣府）

全国規模の無作為抽出により青少年及びその保護者それぞれのフィルタリングの利用度や改善ニーズ等について、平成21年度及び22年度に引き続き、23年度においても調査を実施する。なお、実施に当たっては、青少年インターネット環境整備法に係る各種の取組や検討の更なる推進に資するため、実施時期の早期化とともに、調査サンプル数等の調査設計について適切な見直しを図る。

(7) 携帯電話販売店に対するフィルタリング実態調査の実施と調査結果の分析

（警察庁・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

携帯電話の販売・契約現場のできる限り正確な実態を把握するため、警察職員等が販売店を訪ね、販売・契約に携わる従業員の青少年インターネット環境整備法に関する理解や利用者に対する説明状況等を調査するとともに、専売店、家電量販店及びその他代理店の業態別、携帯電話事業者別等、調査結果の詳細な分析を行う。

(8) 児童・生徒の保護者を対象とした携帯電話に係る実態調査の実施

（警察庁・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

学校の協力を得た上で、小学生、中学生又は高校生の子どもがいる保護者を対象に、児童・生徒の携帯電話の利用状況、保護者による児童・生徒の携帯電話利用の管理状

況、フィルタリングの利用状況、インターネット及びフィルタリングに関する保護者の認識状況等について、実態調査を実施する。

(9) フィルタリングの利用状況に関するアンケート調査の実施（経済産業省）

フィルタリング普及啓発セミナーで、青少年、保護者、学校関係者等に対し、インターネット利用のために使用している機器の種類、フィルタリングの利用状況、フィルタリングを利用している機器の種類、フィルタリングの要・不要についての意見、インターネット利用でのトラブル事例等に関するアンケート調査を実施する。

(10) フィルタリングの更なる普及促進に資するための携帯電話及び携帯電話フィルタリングサービスの利用状況等に関する実態把握（総務省）

フィルタリングの更なる普及促進に資するため、携帯電話及び携帯電話フィルタリングサービスの利用状況等に関し、総務省における「通信利用動向調査」により実態把握を行う。

(11) 携帯電話事業者に対する継続的な働き掛け（警察庁・総務省）

携帯電話事業者に対し、携帯電話使用契約に携わる全従業員に至るまで、「販売・契約現場が保護者に児童の安全利用を意識付け、フィルタリングの利用を促す最後の機会」との認識を浸透させるとともに、次の事項について実効性が上がるよう、自主的な取組を働き掛ける。

- ・ 上記認識を徹底させるため、従業員研修や店頭販売員向けの運用（説明）マニュアル及び説明用パンフレットの充実等を図ること。
- ・ 青少年インターネット環境整備法第 17 条の規定に基づき、フィルタリングサービスを容易に利用可能な形で利用者に確実に提供すること。
- ・ 携帯電話の販売・契約時又はフィルタリングの不利用・解除申告時に、フィルタリングサービスを利用しない場合に青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まること等を確実に説明し、より安全なフィルタリングの加入を奨励すること。
- ・ いわゆる親ケータイ（保護者名義で回線契約がなされているがその保護する青少年が利用している携帯電話端末）の問題に関連し、新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認等により、青少年利用の有無の確認を進めること。

(12) 大手契約代理店及び家電量販店に対する働き掛け（警察庁・総務省・経済産業省）

携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約締結事務は、契約代理店等を通じて行われる形態が一般的であることから、大手契約代理店及び家電量販店に対し、上記(11)と同様の取組を働き掛ける。

(13) P T A団体等民間団体と共同での個々の携帯電話販売店に対するフィルタリングの普及に関する要請（警察庁）

各都道府県警察において、管内の情勢に応じ、地元のP T A、少年警察ボランティア等と連携し、個々の携帯電話販売店に対して、保護者に対するフィルタリング等に関する説明の徹底について要請する。

(14) 安心ネットづくり促進協議会等の活動への支援

（総務省・内閣官房・内閣府・警察庁・文部科学省・経済産業省）

「安心ネットづくり促進協議会」等により全国で開催されているシンポジウムやワークショップ等、インターネットリテラシーの向上やフィルタリングの普及のための活動、青少年の成長に係るインターネット影響調査、コミュニティサイトにおける福祉事犯対策や児童ポルノ対策等についての調査検証活動等への支援を行う。

2 民間事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入の支援

(警察庁・総務省・経済産業省)

(1) コミュニティサイト事業者によるゾーニングの自主的な導入の促進

年齢情報等に基づき、面識のない他人同士の接触を容易にし得る特定の機能を制限する取組（ゾーニング）は、児童被害の防止に効果が期待されることから、これを導入していないコミュニティサイト事業者に対し、その自主的な導入を促進する。

(2) 携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報等を活用したゾーニングの導入支援

コミュニティサイト利用者の年齢情報の正確な把握により年齢詐称等のなりすましを防止し、ゾーニングの実効性を高めるため、コミュニティサイト事業者に対し、携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用したゾーニング又は青少年が携帯電話を購入する際に自動的に設定されるフィルタリングの有無の情報を活用したゾーニングの自主的な導入を支援する。

また、携帯電話事業者に対し、保有する利用者年齢情報のコミュニティサイト事業者への提供に向けた自主的な取組を支援する。

(3) 携帯電話事業者等の関係事業者によるゾーニングの実効性の向上に向けた自主的な取組の支援

上記(2)の利用者年齢情報を活用したゾーニングの実効性の向上に向けて、関係事業者による自主的な取組を支援する。特に、携帯電話事業者による時宜を捉えた利用者年齢情報の取得に向けた取組を支援する。

3 民間事業者による自主的なミニメール内容確認の支援

(警察庁・総務省・経済産業省)

- (1) コミュニティサイト事業者による自主的なミニメール内容確認体制整備の促進
コミュニティサイト会員間のメッセージ機能（ミニメール）の内容確認は、児童被害の防止に効果が期待されることから、これを導入していないコミュニティサイト事業者に対し、サイトの仕組みや規模に応じ、その自主的な導入を促進する。

- (2) ミニメール内容確認手法の継続的な改善の促進
既にミニメール内容確認体制を整備しているコミュニティサイト事業者に対し、ユーザー数や隠語使用等の利用実態を踏まえ、目視による内容確認体制を充実強化したり、特定のワード（出会いを目的とするもの等）をリアルタイムかつ自動的に削除等するシステムを構築・運用したりすることを始め、より効果的な内容確認手法となるよう、その継続的な改善を促進する。